

芦教委報告第7号

芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

標記のことについて、別紙のとおり報告します。

令和7年9月25日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

芦屋市学校給食費に関する条例施行規則（平成27年芦屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太字の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(学校給食費の額)		(学校給食費の額)	
第5条 学校給食費の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食当たりの金額に1月当たりの学校給食を実施した回数（児童又は生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するときは、学校給食を受けなかった回数を控除した回数）を乗じて得た額とする。		第5条 学校給食費の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食当たりの金額に1月当たりの学校給食を実施した回数（児童又は生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するときは、学校給食を受けなかった回数を控除した回数）を乗じて得た額とする。	
(1)	市立小学校 3 1 6 円	(1)	市立小学校 3 1 0 円
(2)	市立中学校 3 6 7 円	(2)	市立中学校 3 6 0 円
2	(略)	2	(略)
3	教職員その他関係者が検食又は給食指導のため学校給食の提供を受ける場合は、1食につき、次の給食費を納付するものとする。	3	教職員その他関係者が検食又は給食指導のため学校給食の提供を受ける場合は、1食につき、次の給食費を納付するものとする。
(1)	市立小学校における給食の提供を受ける者 3 1 6 円	(1)	市立小学校における給食の提供を受ける者 3 1 0 円
(2)	市立中学校における給食の提供を受ける者 3 6 7 円	(2)	市立中学校における給食の提供を受ける者 3 6 0 円
4	(略)	4	(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までの間、この規則による改正後の芦屋市学校給食費に関する条例施行規則第5条第1項の規定にかかわらず、芦屋市学校給食費に関する条例（平成27年芦屋市条例第36号）第4条に規定する児童、生徒の保護者等から徴収する学校給食費の月額、市立小学校にあつては1食当たり287円、市立中学校にあつては1食当たり332円に1月当たりの学校給食を実施した回数（児童又は生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するとき、学校給食を受けなかった回数を控除した回数）を乗じて得た額とする。

参 照

芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正要綱

1 改正の趣旨

食材費の物価高騰を受けて、学校給食費徴収額変更のため、この規則を制定しようとするもの。

2 改正の内容（第5条関係）

- (1) 学校給食費1食当たりの金額を、市立小学校においては「310円」から「316円」に、市立中学校においては「360円」から「367円」に変更する。
- (2) 教職員等の学校給食費徴収額を、市立小学校における給食の提供を受ける者の額を「310円」から「316円」に、市立中学校における給食の提供を受ける者の額を「360円」から「367円」に変更する。

3 施行期日等

- (1) 令和7年10月1日
- (2) (経過措置)

令和8年3月31日までの間、この規則による改正後の芦屋市学校給食費に関する条例施行規則第5条第1項の規定にかかわらず、芦屋市学校給食費に関する条例（平成27年芦屋市条例第36号）第4条に規定する児童、生徒の保護者等から徴収する学校給食費の月額、市立小学校にあつては1食当たり287円、市立中学校にあつては1食当たり332円に1月当たりの学校給食を実施した回数（児童又は生徒が学校給食を受けないことにつき、市長が定める要件に該当するときは、学校給食を受けなかった回数を控除した回数）を乗じて得た額とする。